

新たな公共交通の導入に係る試験運行の実施について

1 事業名

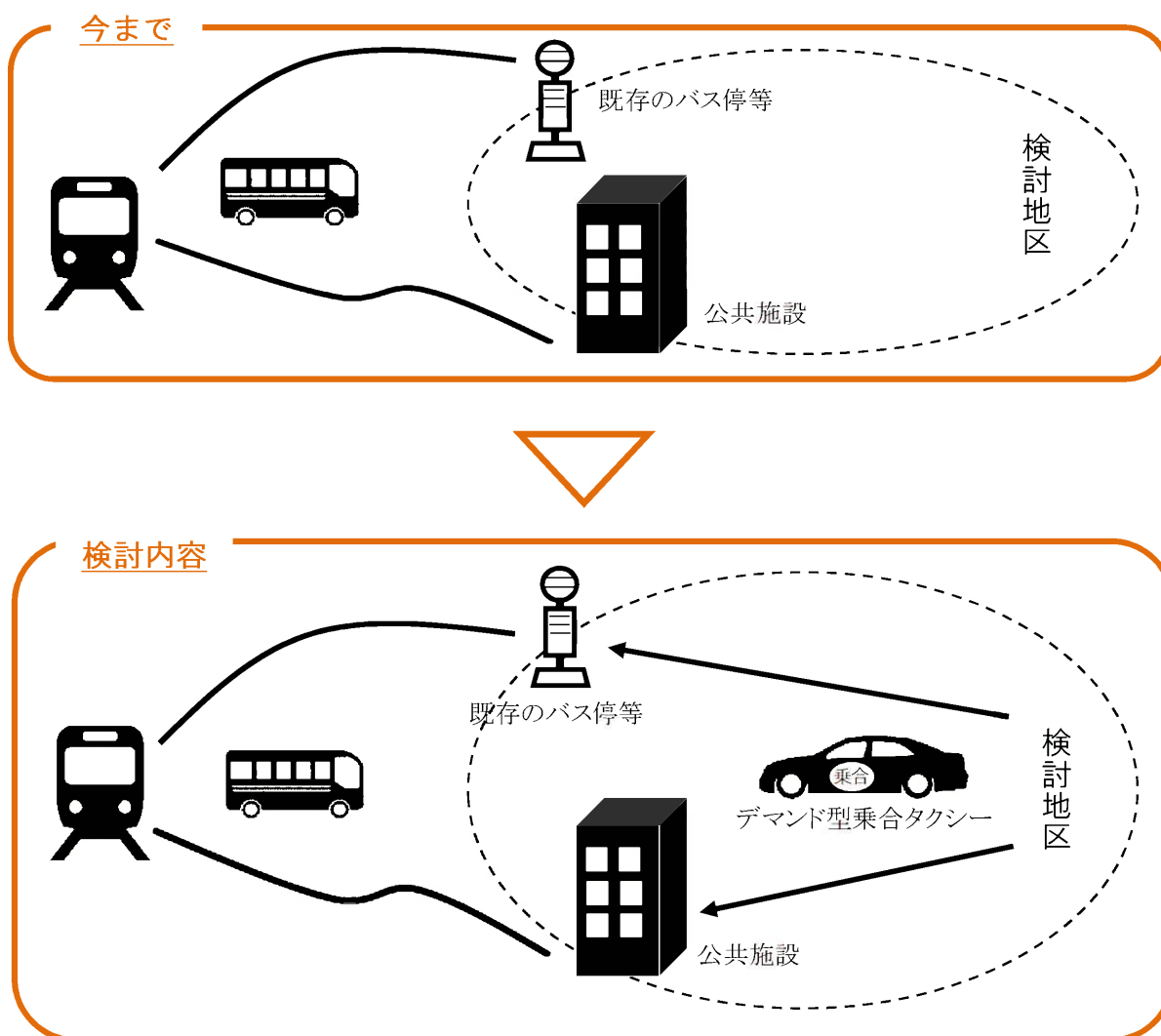
地域内公共交通実証運行事業

2 事業の目的

本市では、「越谷市地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交通が利用しづらい地域を対象に、新たな公共交通として「デマンド型乗合タクシー」の導入を検討しており、モデル地区である新方地区において、市、地域住民及びタクシー事業者の3者で協議を重ね、新たな公共交通の計画の方針が定まりました。

このことより、本計画を本格導入する前に、その妥当性や改善事項などを確認、検証するため、令和3年度に本実証運行事業の実施を予定しています。

新たな公共交通の導入のイメージ



3 事業の実施主体

越谷市（都市整備部 都市計画課）

4 契約の方法

特命随意契約（越谷市 市管理構内協議会を予定）

※市内の各事業者に体験してもらうため

5 事業の期間

令和3年6月上旬から令和3年11月下旬まで（6ヵ月間）

6 事業の範囲

原則、新方地区内3.66km²（資料5「事業範囲図」を参照）

7 事業の内容

運行形態：デマンド型乗合タクシー

「自宅」と「指定の乗降施設」間の往来（資料6「乗降施設一覧」を参照）

運行範囲：原則、新方地区内

ただし、新方地区境から直線距離500m以内のエリアも含む

利用対象：新方地区内で、新方川の東側にお住まいの方（約1,500世帯）

運行時間：平日の午前9時00分から午後6時00分まで

30分ごとに1便

1便当たり2予約かつ最大乗客人員4名

運賃：1乗車当たり、片道 新方地区内300円、地区外500円

ただし、未就学児は無料

予約期間：利用日の1週間前から前日までの期間の平日のみ

当日予約も、空き状況に応じて可

予約時間：平日の午前10時00分から午後4時00分まで

8 利用の方法

利用日前日までの流れ

①利用者登録：世帯ごとに事前に登録

②利用予約：利用日の1週間前から前日までの平日に電話にて予約

利用日当日の流れ

①乗車：予約した時間に「自宅」又は、「指定の乗降施設」にて乗車

②降車：行先に応じた運賃を運転手に支払い降車

※「指定の乗降施設」から帰宅で利用する際も事前に予約が必要

9 事業の工程

地域への周知

①チラシの配布

実証運行の内容や事前登録の方法について、対象地域の全戸に配布する。

②説明用の映像作成

実証運行の利用方法や概要を説明したスライドや動画を作成し、市ホームページに掲載や地区センターで放映する。

③質問窓口の設置

事前登録や利用方法などについて、質問がある方が直接聞きに来られるように新方地区センターに職員を配置する。

事業者との調整

①申請の手続

実証運行の実施には、道路運送法第21条第1項第2号による手続きが必要となります。

※本格導入の実施には、道路運送法第4条による手続きが必要となります。

※手続きする事業者は、実証運行を体験した後、本格運行に向けて、協議をお願いします。

道路運送法抜粋

(種類)

第3条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業(特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業)
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業(乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業(一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業(一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)
- 二 特定旅客自動車運送事業(特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業)

(一般旅客自動車運送事業の許可)

第4条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

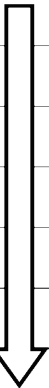
- 2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別(前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。)について行う。

(乗合旅客の運送)

第21条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

実証運行実施までの事業行程

年	月	時期	全体の流れ	法定会議・協議会	事業者
R2	12	上旬			
		中旬		地域協議会	
		下旬			
R3	1	上旬			
		中旬			
		下旬	地元説明(運行周知)	地域協議会	
	2	上旬			
		中旬		公共交通会議(法定)	
		下旬			
	3	上旬	地元説明(登録周知)		
		中旬		地域協議会	道路運送法 21 条申請
		下旬		利用登録開始	
	4	上旬			
		中旬			
		下旬			
	5	上旬			
		中旬		地域協議会	
		下旬	予約受付開始		
	6	上旬	実証運行開始		
		中旬			
		下旬			